

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令参照条文

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第六十八号）

（選挙期日）

- 第一条 平成二十三年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条の二第二項又は第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては平成二十三年四月十日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十四日とする。
- 2 平成二十三年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）の選挙管理委員会にあつては同年一月九日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月二十三日までに、その旨を告示しなければならない。
- 3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長（第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成二十三年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。
- 4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長（当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされているものを除く。）について、選挙を行うべき事由が生じた場合（同法第一百七十七条の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。）において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成二十三年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日までに始まるときは、

当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項又は第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

- 一 都道府県知事選挙 平成二十三年三月二十四日
- 二 指定都市の長の選挙 平成二十三年三月二十七日
- 三 都道府県等の議会の議員選挙 平成二十三年四月一日
- 四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成二十三年四月十七日
- 五 町村の議会の議員及び長の選挙 平成二十三年四月十九日

(同時選挙)

第四条 第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第十九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第十九条第二項の規定により同時に行う。

3 前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四十七号）第十四条第一項の規定により公職選挙法十二章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

(政令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

(登録)

第二十二條 (略)

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

（縦覧）

第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、同条の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 （略）

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第三十三条 （略）

2、4 （略）

5 第一項から第三項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

- 一 都道府県知事選挙にあつては、少なくとも十七日前に
- 二 指定都市の長の選挙にあつては、少なくとも十四日前に
- 三 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、少なくとも九日前に
- 四 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも七日前に
- 五 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては少なくとも五日前に

（地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等）

第三十四条 （略）

2、5 （略）

6 第一項の選挙の期日は、特別の定めがある場合を除くほか、次の各号の区分により、告示しなければならない。

- 一 都道府県知事選挙にあつては、少なくとも十七日前に
- 二 指定都市の長の選挙にあつては、少なくとも十四日前に

- 三 都道府県の議会及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、少なくとも九日前に
- 四 指定都市以外の市の議会及び長の選挙にあつては、少なくとも七日前に
- 五 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも五日前に

(地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙の期日の特例)

第三十四条の二 地方公共団体の議会の議員の任期満了の日が当該地方公共団体の長の任期満了の日前九十日に当たる日から長の任期満了の日の前日までの間にある場合において当該地方公共団体の議員の任期満了による一般選挙と長の任期満了による選挙を第百十九条第一項の規定により同時に行おうとするときは、第三十三条第一項の規定にかかわらず、これらの選挙は、当該地方公共団体の長の任期満了の日前五十日に当たる日又は当該地方公共団体の議会の議員の任期満了の日前三十日に当たる日のいずれか遅い日から当該地方公共団体の議会の議員の任期満了の日後五十日に当たる日又は当該地方公共団体の長の任期満了の日のいずれか早い日までの間に行うことができる。

2 (略)

3 第三十三条第一項及び第一項の規定にかかわらず、前項の規定による告示がなされた後当該地方公共団体の長の任期満了による選挙の期日の告示がなされるまでに当該地方公共団体の議会の議員が任期満了以外の事由によりすべてなくなつた場合(当該地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙の期日の告示がなされている場合(第三十三条第四項ただし書の規定の適用がある場合を除く。))における当該地方公共団体の長の任期満了による選挙は、当該地方公共団体の長の任期満了の日前五十日に当たる日又は当該地方公共団体の議会の議員の任期が満了することとされていた日前三十日に当たる日のいずれか遅い日から当該地方公共団体の長の任期満了の日までの間に行い、前項の規定による告示がなされた後当該地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙の期日の告示がなされるまでに当該地方公共団体の長が欠け、又は退職を申し出た場合(当該地方公共団体の長の任期満了による選挙の期日の告示がなされている場合(第三十三条第四項ただし書の規定の適用がある場合を除く。))における当該地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙は、当該地方公共団体の議会の議員の任期満了の日前三十日に当たる日から当該地方公共団体の議会の議員の任期満了の日後五十日に当たる日又は当該地方公共団体の長の任期が満了することとされていた日のいずれか早い日までの間に行う。

4 (略)

5 第三十三条第五項の規定は、第一項又は第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。))の規定により行われる選挙について、準用する。

(記号式投票)

第四十六条の二 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の投票（次条、第四十八条の二及び第四十九条の規定による投票を除く。）については、地方公共団体は、前条第一項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に の記号を記載して、これを投票箱に入れる方法によることができる。

2 前項の場合においては、第四十八条第一項中「当該選挙の公職の候補者の氏名」とあるのは、「 の記号」と、「第四十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「第四十六条の二第一項及び第二項」と、同条第二項中「公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名」とあるのは「公職の候補者一人に対して の記号」と、第六十八条第一項第一号中「用いないもの」とあるのは「用いないもの又は所定の の記号の記載方法によらないもの」と、同項第二号中「公職の候補者となることができない者の氏名」とあるのは「公職の候補者となることができない者に対して の記号」と、同項第四号及び第五号中「公職の候補者の氏名」とあるのは「公職の候補者に対して の記号」と、同項第六号中「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。」とあるのは、「 の記号以外の事項を記載したもの」と、同項第七号中「公職の候補者の氏名を自書しないもの」とあるのは「 の記号を自ら記載しないもの」と、同項第八号中「公職の候補者の何人」とあるのは「公職の候補者のいずれに対して の記号」と、第八十六条の四第五項中「三日」とあるのは「四日」と、「二日」とあるのは「三日」と、同条第六項中「第一項から第四項までの規定の例により、都道府県知事又は市長の選挙にあつてはその選挙の期日前三日までに、町村の長の選挙にあつてはその選挙の期日前二日までに、当該選挙における候補者の届出をすることができる」とあるのは「選挙の期日は、政令で定める日に延期するものとする。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない」と、同条第七項中「前項」とあるのは「前項の規定により選挙の期日を延期した場合における次項」と、「第三十三条第五項（第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）」、「第三十四条第六項又は第一百九条第三項の規定により告示した期日後五日に当たる日」とあるのは「政令で定める日」と、同条第八項中「前項」とあるのは「前二項」と、「当該選挙の期日前三日までに」とあるのは「政令で定める日までに」と、「第二百二十六条第一項中「第七項」とあるのは「第六項又は第七項」と、同条第二項中「第七項」とあるのは「第六項又は第七項」と、「七日以内」とあるのは「政令で定める日以内」と、同条第三項中「第七項」とあるのは「第六項又は第七項」とし、第六十八条第一項第三号及び第六十八条の二の規定は、適用しない。

3 (略)

(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等)  
第八十六条の四 (略)

2 (略)

7 地方公共団体の長の選挙について第一項、第二項又は前項の規定により届出のあつた候補者が二人以上ある場合において、その選挙の期日の前日までに、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたため候補者が一人となつたときは、選挙の期日は、第三十三条第五項（第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は第百十九条第三項の規定により告示した期日後五日に当たる日に延期するものとする。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

8～11 (略)

(同時に行う選挙の範囲)

第百十九条 (略)

2 都道府県の選挙管理委員会は、次条第一項若しくは第二項の規定による届出又は第百八条第一項第三号若しくは第四号の規定による報告に基づき、当該市町村の選挙（市町村の議会の議員及び長の選挙をいう。以下この章において同じ。）を都道府県の選挙（都道府県の議会の議員及び長の選挙をいう。以下この章において同じ。）と同時にに行わせることができる。

3 前項の規定による選挙の期日は、都道府県の選挙管理委員会において、告示しなければならない。

(選挙を同時に行うかどうかの決定手続)

第百二十条 (略)

2 (略)

3 都道府県の選挙管理委員会は、第一項若しくは前項の規定による届出又は第百八条第一項第三号若しくは第四号の規定による報告のあつた日から三日以内に、当該市町村の選挙を都道府県の選挙と同時にを行うかどうかを、当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(選挙の同時施行決定までの市町村の選挙の施行停止)

第百二十一条 市町村の選挙は、前条第三項の規定による通知があるまでの間は、行うことができない。ただし、同項の期間内に通知がないときは、この限りでない。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）

(登録の移替え)

第十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知つたときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知つたときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

- 一 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日からその選挙の期日までの期間
- 二 (略)

(記号式投票による選挙の選挙期日の延期等)

第四十九条の二 法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第六項に規定する政令で定める日は、法第八十六条の四第十一項の規定により候補者が死亡し、又は候補者たることを辞したものとみなされた旨の告示があつた日後次の各号の区分による日に当たる日とする。ただし、その日が法第三十三条第五項(法第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条第六項又は第一百九条第三項の規定により告示した期日後次の各号の区分による日に当たる日後となる場合においては、当該たる日とする。

- 一 都道府県知事の選挙にあつては、十七日
- 二 指定都市の長の選挙にあつては、十四日
- 三 指定都市以外の市の長の選挙にあつては、七日
- 四 町村長の選挙にあつては、五日

24 (略)

(長の選挙の期日を延期する場合の選挙運動に関する支出金額の制限額)

第二百二十七条の三 法第八十六条の四第七項又は第二百二十六条第二項(これらの規定又は法第八十六条の四第六項の規定について法第四十六条の二第二項の規定を適用する場合を含む。)(の規定により、選挙の期日が延期される場合における法第九十五条に規定する政令で定めるところによる額は、法第九十四条第一項第四号の規定による額に、その額に十分の一(法第八十六条の四第六項若しくは第七項又は第二百二十六条第二項の規定について法第四十六条の二第二項の規定を適用する場合にあつては、法第三十三条第五項(法第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条第六項又は第一百九条第三項の規定により告示した期日から法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第六項若しくは第七項又は第二百二十六条第二項の規定により告示された期日の前日までの期間の日数に十分の一を乗じて得た数)を乗じて得た額(百円未満の端数がある場合においては、その端数は、百円とする。)を加えた額とする。





七十五条第五項」、第九十七条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第七十五条第五項」、普通地方公共団体の長」とあるのは「監査委員」、第九十八条中「普通地方公共団体の長」とあるのは「監査委員」、第七十四条第三項の規定による議会の審議」とあるのは「第七十五条第三項の規定による事務の監査」と読み替えるものとする。

第百条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第七十六条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求にこれを準用する。ただし、第九十一条中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「当該普通地方公共団体の選挙管理委員会」、第九十二条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第七十六条第四項」、同条第三項中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「当該普通地方公共団体の選挙管理委員会（当該請求が都道府県又は指定都市に限る。）」、同条第四項及び第五項中「地方自治法第七十四条第六項」とあるのは「地方自治法第七十六条第四項」、第九十四条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第七十六条第四項」、  
「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、第九十五条の二、第九十五条の三又は第九十五条の四中「地方自治法第七十四条の二第一項」、「地方自治法第七十四条の二第五項」又は「地方自治法第七十四条の二第六項」とあるのは「地方自治法第七十六条第四項」、第九十六条第一項中「地方自治法第七十四条第一項」とあるのは「地方自治法第七十六条第一項」、同法第七十四条の二第六項」とあるのは「同法第七十六条第四項」、同法第七十四条の二第六項」とあるのは「同法第七十六条第四項」、  
「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、同条第二項中「地方自治法第七十四条の二第十項」とあるのは「地方自治法第七十六条第四項」、第九十七条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第七十六条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、同項及び第九十八条第一項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「普通地方公共団体の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

第百十条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求にこれを準用する。ただし、第九十一条中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「当該普通地方公共団体の選挙管理委員会」、第九十二条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十条第四項」、同条第三項中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「当該普通地方公共団体の選挙管理委員会（当該請求が都道府県又は指定都市に限る。）」、同条第四項及び第五項中「地方自治法第七十四条第六項」とあるのは「地方自治法第八十条第四項」、第九十四条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十条第四項」、

「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、第九十五条の二、第九十五条の三又は第九十五条の四中「地方自治法第七十四条の二第一項」、「地方自治法第七十四条の二第五項」又は「地方自治法第七十四条の二第六項」とあるのは「地方自治法第八十条第一項」、「同法第七十四条の二第六項」とあるのは「同法第八十条第四項」、「同法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、同条第二項中「地方自治法第七十四条の二第十項」とあるのは「地方自治法第八十条第四項」、第九十七条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、同項及び第九十八条第一項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「普通地方公共団体の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

第一百六条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十一条第一項の規定による普通地方公共団体の長の解職の請求にこれを準用する。ただし、第九十一条中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「当該普通地方公共団体の選挙管理委員会」、第九十二条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、第九十二条第二項中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「当該普通地方公共団体の選挙管理委員会（当該請求が都道府県又は指定都市に限る。）」、同条第四項及び第五項中「地方自治法第七十四条第六項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、第九十四条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、第九十四条第二項中「地方自治法第七十四条の二第五項」又は「地方自治法第七十四条の二第六項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、第九十六条第一項中「地方自治法第七十四条第一項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、「同法第七十四条の二第六項」とあるのは「同法第八十一条第二項」、「同法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、同条第二項中「地方自治法第七十四条の二第十項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、第九十七条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、同項及び第九十八条第一項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「普通地方公共団

体の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

第二百一十一条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求にこれを準用する。ただし、第九十二条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項」、同条第四項及び第五項中「地方自治法第七十四条第六項」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項」、第九十四条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、第九十五条の二、第九十五条の三又は第九十五条の四中「地方自治法第七十四条の二第一項」、「地方自治法第七十四条の二第五項」又は「地方自治法第七十四条の二第六項」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項」、第九十六条第一項中「地方自治法第七十四条第一項」とあるのは「地方自治法第八十六条第一項」、「同法第七十四条の二第六項」とあるのは「同法第八十六条第四項」、「同法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、同条第二項中「地方自治法第七十四条の二第十項」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項」、第九十七条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」と読み替えるものとする。

第二百一十二条の二 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の二、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による広域連合の条例の制定又は改廃の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第二百一十二条の四 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第一項の規定による広域連合の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百十三條の二 第九十一條から第九十七條まで、第九十八條第一項、第九十八條の三第二項及び第九十八條の四の規定は、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第七十六條第一項の規定による広域連合の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第二百十四條の二 第九十一條から第九十七條まで、第九十八條第一項、第九十八條の三第二項及び第九十八條の四の規定は、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第八十條第一項の規定による広域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合においては、第二百十三條の二後段の規定を準用する。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第二百十五條の二 第九十一條から第九十七條まで、第九十八條第一項、第九十八條の三第二項及び第九十八條の四の規定は、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第八十一條第一項の規定による広域連合の長の解職の請求について準用する。この場合においては、第二百十三條の二後段の規定を準用する。

第二百十六條の三 第九十一條から第九十八條まで、第九十八條の三第二項及び第九十八條の四の規定は、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第八十六條第一項の規定による広域連合の職員 of 解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第二百十七條の二 第九十一條から第九十七條まで、第九十八條第一項、第九十八條の三第二項及び第九十八條の四の規定は、地方自

治法第二百九十一条の六第二項の規定による広域連合の規約の変更の要請の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）

（解職請求の手續）

第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十一条から第九十八条まで及び第九十八条の三の規定は、教育委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「条例制定又は改廃請求代表者」とあるのは「委員の解職請求代表者」と、「条例制定又は改廃請求書」とあるのは「委員の解職請求書」と、「委員の解職請求書」とあるのは「委員の解職請求者署名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2 (略)

市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）

（署名の収集の方法等）

第二条 (略)

2、4 (略)

5 第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項に規定する政令で定める期間は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十二条第五項に規定する期間とする。

（準用）

第十四条 第二条から第十条までの規定は、法第四条第十一項の規定による投票の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「請求代表者」とあるのは「投票実施請求代表者」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「投票実施請求書」と、「代表者証明書」とあるのは「投票実施請求代表者証明書」と、「第二条第三項中「長及び市町村の選挙管理委員会」とあるのは「選挙管理委員会」と、「第四条第一項、第九条第一項及び第十条中「五十分の一」とあるのは「六分の一」と、同条中「長」とあるのは「選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

(準用)

第二十八条 第二条から第十一条までの規定は法第五条第一項の規定による請求について、第十二条の規定は法第五条第七項の規定により意見を述べる機会を与えるときについて準用する。この場合において、これらの規定中「請求代表者」とあるのは「同一請求代表者」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「合併協議会設置同一請求書」と、「代表者証明書」とあるのは「同一請求代表者証明書」と、第二条第四項中「前条第二項」とあるのは「第二十七条第四項」と、第十一条中「合併請求市町村」とあり、及び「合併対象市町村」とあるのは「同一請求関係市町村」と読み替えるものとする。